

## 平成24年度第1回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会議事録

### 1 日 時

平成24年8月2日（木）午後7時00分～午後9時10分

### 2 場 所

市役所7階 703会議室

### 3 出 席 者

〔審議会委員〕

石浦委員、磯部委員、川村委員、小又委員、大工原委員、武田委員、廣本委員

福地委員、宮崎委員、渡部委員

〔事務局〕

馬場市長

西川子ども家庭部長、保木本保育課長、相川子育て支援課長

事務局： こんばんは。時間前ですが、委員さん全員おそろいですので、これから始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ、皆様ご出席いただきまして、ありがとうございます。時間ちょっと前ですが、ただいまより東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会第1回目を開催いたしたいと思います。

私は、本日、進行を務めます子育て支援課長の相川でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定によりまして、部会委員の半数以上が出席、全員出席でございますので、会議は成立しております。

それでは、お手元に配付しております次第に基づき、本日の会議を進めさせていただきます。

まず、市長より、今回子育て支援部会開会にあたりまして、皆様にごあいさつを申し上げたいと思います。

市長、よろしくお願いたします。

市長： 改めまして、皆さん、こんばんは。まず、冒頭、私から若干ごあいさつをさせていただきますと思います。まず、本日は平成24年度第1回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会に、夜分にもかかわらず、また大変お忙しい中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。後ほど委嘱書の交付をさせていただきますので、改めて委員としてお願いするわけですが、今回、この社会福祉審議会の子育て支援部会を開催するにあたりましては、去る平成24年7月3日に、社会福祉審議会の会長様に対して諮問書という形で諮問をさせていただいております。後ほど資料のご確認をさせていただくことになろうかと思いますが、その資料13という形になりますが、こちらで諮問をさせていただきました。

こちらの諮問書の諮問事項といたしまして、東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方ということで、諮問をさせていただいております。そしてその諮問理由として、2ということで書いてございますので、また後ほど、こちらは事務局からご説明があろうかと思いますが、要約いたしますと、現下の大変厳しい財政状況というものがある中で、また少子高齢化という状況の中で、しかしながら保育所に入りたくても入れないといった待機をされている方が年々増加してきている。供給という言葉が適切かどうかわかりませんが、市のほうでも、この間保育所といったものを年々整備し、平成23年度、昨年度でございますが、定員枠を約九十数名ほど増やしましたが、にもかかわらず、結果として平成23年度と平成24年度の待機児はほとんど変わらなかった。107名が104名だったということで、ほぼ待機者は横ばい。供給を増やしても、その供給が需要を喚起する形で、結局のところ保育所を整備しても、待機者というものが減らないといった状況でございます。

一方、市の財政状況が大変厳しい状況の中におきまして、この保育サービスにかかわる経費というものを捻出するのが難しくなっているという状況がございます。これは、例えば国の一般財源化、そういった制度の変更等もございましたが、少子高齢化ということの中での市の自主財源というものも少なくなっているというのが現状でございます。

そういった状況の中におきまして、本日この社会福祉審議会子育て支援部

会の中では、保育料また学童保育料の利用者の負担の適正なあり方ということと同時に、また例えば保育所に入りたくても入れない方々、また、希望する認可保育所に入りたくても入れない、そういった認可外保育施設に預けている保護者の方に対しての不公平感の解消、そういった課題もごございます。

いずれにいたしましても、今後ともこの子育て施策ということは、国も新システムということが、今ございまして、法案の一部変更がありながらも、その中で今、税と社会保障の一体改革という中で議論されておりますが、この子育て支援策ということは、国の命運、また市の命運もそうですが、非常に重要な位置を占め、この充実というものは行われなければならない。

しかし一方、それに対しての財源の捻出が苦勞しているというのは国、地方自治体ともに同じでございます。非常に厳しい社会状況、経済状況の中でございまして、そういった状況の中で、利用者の負担の適正なあり方ということで、これから大変長期にわたりますが、ぜひ皆様にご審議いただきまして、答申をちょうだいしたいと考えてございます。

つきましては、ぜひ今後とも皆様の活発なご議論、また忌憚ないご意見を交わしていただきながら、成案に向けて取りまとめていただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、今回臨時委員になられた皆様に、これから市長より委嘱書の交付をさせていただきたいと思っております。市長、よろしく願いいたします。

市長：【委嘱書交付】

事務局： ありがとうございます。今回、子育て支援部会につきましては、10人の委員の方でございますが、石浦委員、磯部委員、川村委員、福地委員につきましては、既に7月3日に委嘱をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで委員の方のご紹介と事務局ごあいさつをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、委員の方につきましては、石浦委員より時計回りで、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

委員：【委員自己紹介】

事務局：ありがとうございました。

それでは、事務局のほうをご紹介させていただきます。まず、子ども家庭部長の西川でございます。

事務局：【事務局自己紹介】

事務局： 続きまして、次は子育て支援部会の部会長、副部会長の互選に移らせていただきたいと思います。社会福祉委員会条例第5条により、部会長及び副部会長は委員が互選することになっております。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。または推薦いらっしゃいますでしょうか。

委員： 推薦なんですけど、部会長に福地さんをお願いしたらいいかと思います。

事務局： ありがとうございます。部会長に福地委員ということが、今、推薦ございましたけれども、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、部会長に福地委員ということで、皆さんにお諮りしたいと思いますが、よろしいでございましょうか。

(拍手)

事務局： ありがとうございます。それでは、部会長に福地委員ということでお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、副部会長なのでございますが、どなたかご推薦ございますでしょうか。

委員： 川村委員を副部会長にお願いしたいと思います。同じく審議会の会長を務めていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思いますが。

事務局： 皆様、どうでしょうか。

(拍手)

事務局： ありがとうございます。それでは、副部会長に川村委員ということでお願いいたします。

今、部会長、副部会長さんが決まりましたので、ここでそれぞれごあいさついただきたいと思います。まず福地部会長さんからごあいさつをお願いいたします。

部会長： 今、ご指名いただきまして、僭越ではございますが、部会長を務めさせて

いただきますので、よろしく願いいたします。

委員： 同じく副部会長ということで、皆さんから互選をいただきました川村です。議事進行の、どの程度補佐というのがわかりませんが、よろしく願いします。

事務局： ありがとうございます。

まことに申しわけございませんが、市長はこの後、所用がございますので、これにて退席をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

市長： この後は部会長、副部会長さんにお任せいたしますので、よろしく願いいたします。

#### 【市長退席】

事務局： それでは部会長、副部会長さん、席の移動をお願いいたします。

それでは、まず皆様にご配付いたしました資料について、こちら事務局から一応確認をさせていただきたいと思えます。資料につきまして、本日も机のほうに追加でございますが、まず資料1から13まであるかどうか、ご確認をお願いいたします。資料4は1、2がございます。資料13までは、さきの社会福祉審議会でお配りした資料でございます。そして今回資料14から22まで、22は本日机の上にご配付しておりますが、先にお送りしたものが14から21まででございます。本日改めて資料22をテーブルに置かせていただいております。不足とかございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしいですか。資料は大丈夫でございますか。

それでは、資料はそろっておりますので、ここからは福地部会長にバトンタッチをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部会長： それでは、部会の運営方法について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、部会の運営につきまして、ご説明いたしたいと思えます。今回、子育て支援部会につきましては、さきの7月3日に行われました社会福祉審議会におきまして、専門的な分野につきましては、特別に諮問事項ということでございますので、その必要がある場合は、第7条におきまして部会を設置することができるということがございますので、今回それに基づき、子育て支援部会を設置させていただきました。それにつきまして、また今回、先ほど市長が申しあげました諮問事項につきまして、その部分につきまして審

議をしていただくということになっております。

スケジュールに関しましては、大まか第4回において大体審議をしていただくという形になりまして、最終的にはそれぞれの4回のまとめとしまして、社会福祉審議会のほうに答申としてまとめていただくという形になっております。

簡単ではございますが、そのような経過になっておりますので、今年度中にまとめる必要がございますので、そのようなスケジュールで行っていきたいと考えております。

また、今回この社会福祉審議会の子育て支援部会につきましては、傍聴の関係でございますが、資料12でございます。会議の公開に関する指針ということがございまして、その中で会議の公開、非公開の部分、または傍聴の取り扱いということがございますので、その部分について可否についてお諮りしたいと思っております。

また、今回、会議録につきましては全文筆記としておりますので、各委員の会議内容につきまして確認の後、最終的には社会福祉審議会委員にお送りするという形をとらせていただきたいと思いますと考えております。それと、議事録につきましては、ここではそれぞれお名前を言っていただきますけれども、議事録につきましては委員という形になってきますので、それぞれの各委員さんのお名前につきましては伏せた形で、委員という立場だけで委員発言ということとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

部会長： 傍聴の件は。

事務局： 傍聴につきましては、先ほど資料12でお話ししましたように、公開という形で事務局としては考えておりますので、よろしく願いいたします。

部会長： 皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： では、傍聴お願いします。いらっしゃいますか。

部会長： それでは、何か質問やご意見が、今までのところでございますらお伺いしますが。事務局に質問とかございますか。

それでは、傍聴者を入れていただいてから始めたいと思っております。

(傍聴者入室)

部会長： それでは、本部会に社会福祉審議会より諮問された内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局： では、私どもから諮問内容についての若干のご説明をさせていただきたいと思えます。お手元ご配付の資料ナンバー13がございまして、ここが諮問書という写しになっておりますので、ちょっとこれをごらんいただきながら、お聞きいただければと思えます。

東久留米市では、次世代育成支援対策推進法、こういった法律の規定に基づきまして、平成22年3月次世代育成支援行動計画（後期）を策定をいたしました。この行動計画は平成26年度までを期間としております。「子どもがのびのび心豊かに育つまち、ひがしくるめ」。これを基本理念としまして、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」といった基本認識のもとに、多種多様な保育サービスの提供、保育サービスの質の向上、待機児の解消、学童保育事業の推進、放課後などの子どもの居場所づくり、あるいは要保護児童への対応など、体系的に事業を展開してまいりました。

ただ、しかしながらここ数年来の厳しい財政状況が続いておりまして、こういう中で、年々思うような事業展開が非常に難しくなっているという状況でございます。

数年来の市財政の状況にありますけれども、ご承知かと思えますけれども、市税収入が毎年減り続けておりますこと、あるいは地方交付税が収入増も今現状では期待はできないという現状がございまして、市としては、こういったもの以外の国や東京都の補助金などの財源を最大限活用して、何とか収入確保を図るといった努力をしてまいっております。

ただ、これをいたしても、やはり依然として非常に厳しい状況が続いております。収入が減少して支出が増加する状況がありまして、こういう中で、東久留米市が1つの基礎自治体として行政サービスを維持し、提供していくためには、立ちどまることなく改革・改善といったことに取り組んでいかなければならないわけです。この取り組みの1つとして、民間活力の活用、よくアウトソーシングという言葉を使っていますけれども、こういったことがございまして、それで、例えば市立保育園の管理運営とか、小学校給食の調

理業務、あるいは可燃ごみの収集業務、図書館の管理運営、その他市の幅広い領域で実施あるいは検討をしているところです。主に受益と負担についての検討なども進めているところです。

冒頭、市長からもあいさつがあったと思いますけれども、国のほうでも社会保障と税の一体改革の議論が検討されております。市でも個別のいろいろな行政サービスに対する受益を受ける方々の負担のあり方を検討しなくてはならない状況がございまして、例えば公共施設使用料の見直しなどについても、現在検討をお願いしているという状況です。

諮問書の内容を今、少し具体的にと言いますか、ご説明させてもらったわけですが、これも先ほど市長からあいさつの中にありましたように、こういう中で保育園の運営費に関しましては、いわゆる国の三位一体改革ということで平成16年度以降、また施設の整備関係については18年度以降に、今まで国から国庫負担によって確保されていた財源が、地方の一般財源化されたということで、地方が支出をしているという状況があります。

こういったことが、特に市立の私どもの保育園の管理運営にとって、非常に厳しい状況となっている現状でございます。

こういった中でも、民間の保育園への運営費や、あるいは施設整備の国庫負担金制度は、従来どおり堅持をされているという状況がございまして。こういった状況下、これが私どものさらなる保育関係にまつわるいろいろなサービスを拡充するといったことを図るためには、今現状の一般財源をさらに増加をするということが非常に厳しい、困難な状況にあります。

それと、これも先ほど市長があいさつの中で申し上げましたように、希望する認可保育所に入れないというような方々もたくさんおられる。そういった方々がやむを得ず認可外の保育施設に預けていらっしゃる、こういったところに、やはり不公平感といったことも現実として出ております。

こういった部分の解消も、市としては喫緊の課題であるにとらえながら、こういう状況などを踏まえまして、今回、市の保育並びに学童保育における利用者負担の適正なあり方について、別添諮問書のとおり諮問をさせていただいたということでございます。

なお、この後、その他の関係につきましては、それぞれの課長から説明を

させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： 私からは保育にかかわる資料についてご説明申し上げます。前回の社会福祉審議会の資料に加えて、追加資料が今回増えましたので、説明が多少長くなります。なるべく簡潔にご説明申し上げますので、しばらくの間ご容赦願います。

前半は、同じ説明をいたしますが、前回お聞きになった臨時委員以外の方は、前半はおさらいとしてお聞きいただきたいと思います。まず、資料3をごらんください。資料3は6月1日現在の待機児数、すなわち保育所に入所申し込みをされたが、入所できず待機をしていらっしゃる方の人数でございます。駅に近い保育所を希望される方が多く、公立ではしんかわ、ちゅうおう、私立では久留米みのり、N i c o t 東久留米が駅に近く、待機児が常に多い状況となっております。

表をごらんいただくとおわかりになるとおり、待機児の9割弱が3歳未満児という状況となっております。資料3は6月1日現在の待機児数ですが、直近の8月1日現在の待機児数も142人ということで、ほとんど増減がない状況でございます。

資料4-1、4-2をごらんください。資料4-1は待機児数の推移となっております。21年度から毎年100人前後の待機児が年度当初に生じている現状でございます。市では今年度、認可保育所の増築や認定子ども園の認可保育所新設等で117名の定員増を図りましたが、前年比で3人しか待機児を減らすことができませんでした。

1歳以上の待機児数は年間を通じてほぼ横ばいですが、ゼロ歳だけは年度当初が6人であるのに対し、年度末には105人と、約20倍になっており、この傾向は資料4-2のとおり、過去7年間変わっておりません。

資料5、6とあわせて11をごらんください。保育料の徴収につきましては、児童福祉法第56条にその根拠があり、市町村長は保育所に預けている保護者から当該保育費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育の実施にかかる児童の年齢などに応じて定める額を徴収することができます。市町村長に保育料の実際の設定権限がございます。そして市町村長は国基準徴収額表、国で決めた保育料をもとに市町村ご

とに保育料を決めており、保育所を運営する費用について市町村が児童福祉法に基づいて、保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、その保育の実施に要した経費に対して国と都道府県が一部負担をすることとなっております。その負担割合は国基準の運営費、つまり国がこの中で運営して下さいと決めた額から、保護者の方からいただいた保育料を差し引いた残額について国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の割合で負担する。これも児童福祉法第53条、及び第55条により決められております。

資料11のCの部分です。国・都道府県負担分とDの市町村負担分がそれに当たります。つまり国や都道府県、市町村の負担を決めるために、まず保護者の方からいただく保育料を基準として決めて、国基準の運営費から保育料を差し引いたものを、2分の1とか4分の1とかにして負担するということとなります。そのための設定基準としての額が、国基準徴収額表ということになります。

ですから国基準徴収額表というのは、国と地方の精算の基準として用いるもので、ある意味で理論値でございます。理論値よりも低い額の保育料を徴収することによって運営している場合には、その分だけ地方自治体が肩がわりするといった資料11のBの保育料減額分、この分が増えることとなります。

ちなみに、国や都道府県の負担割合というのは、昭和59年度までは国の負担が10分の8、都道府県と市町村の負担が10分の1ずつでしたが、徐々に国の負担が減って、平成元年度から現在の負担割合となっております。先ほど部長からも申し上げましたが、平成16年度からは公立保育所の運営費負担金は一般財源化され、国と都の負担にかかる規定が外されました。資料11のCの国・都道府県負担分、こちらについては公立保育所については一般財源化されているということになります。

諮問でも触れましたとおり、平成15年度まで国から自治体へ、保育所への運営費として使い道を限定して交付されてきた国庫負担金が廃止されて、使い道を限定せずに交付される地方交付税などの一般財源に含まれているということになっております。

実際には110名程度の私立保育所ですと、地域や職員の方の年齢構成によ

り多少違いはございますが、年間約1億5,000万ぐらいかかっております。国基準の運営費は1億円ですが、保育所運営や11時間開所ですとか、ゼロ歳児保育の充実を図るため、市の持ち出しとなっております、その部分が資料11のEの部分、市町村超過負担分になります。

資料6の左側が現行の国基準徴収額表、国で決めた保育料です。右側が今の東久留米市の現行の保育料基準表になります。国は保育料の基準額を8階層、市は19階層の所得階層別に定め、さらに年齢について3歳未満と3歳以上という年齢別に分けております。これは家計に与える影響を考慮いたしまして、低所得の方は低額で、高所得の方は高額となるようにするためです。3歳未満と3歳以上の額が異なるのは、保育士の配置基準がゼロ歳児なら3人に1人、3歳児なら20人に1人、それぞれ年齢ごとに異なるためです。

市町村では、保護者の方から国が決めた基準と同じ額をいただくということころまではなかなか踏み切れない現状にございまして、ごらんいただくとわかりますように、東久留米市も国基準徴収額表に対して約50%の徴収割合となっております、例えば3歳未満児では国基準の最高額が10万4,000円に対して、東久留米市では5万2,600円となっております。どんなに所得が多い方でも、東久留米市では3歳未満では5万2,600円以上かからないということになっております。

しかも一番上のD16の階層の方でも、そのすべてを保護者の方が負担しておられるわけではなく、国基準の運営費がゼロ歳児で約17万、一、二歳児で約10万ですから、その差額に公費を投入していることになります。

資料5は、東久留米市の保育料を払っている方が、階層別にどのくらいいらっしゃるかを表にしたものでございます。最多が市階層のD10の階層で216人。所得税が世帯で12万円以上20万円未満の世帯の方です。次に多いのがD4の階層で、所得税が世帯で2万2,000円以上で4万5,000円未満の世帯となっております。扶養されている方の人数ですとか、社会保険料控除で違いは出てきますが、実例を挙げますとD10の階層は、例えばご夫婦ともに正規雇用の会社員で、保育園のお子さんがお一人の場合で、給与収入が世帯で約800万円だとすると、所得税が世帯で約17万円となりますので、D10の階層ということになります。

同様に、最高額のD16の階層は、例えばご夫婦ともに正規雇用の会社員で、保育園に通っているお子さんがお一人の場合で、給与収入が世帯で約1,400万だとすると、所得税が世帯で約73万円となり、D16階層になります。

また、資料6の欄外※で書いてありますとおり、同一世帯から2人以上のお子さんが保育園、幼稚園等に入園している場合は、第2子のお子さんであれば保育料が2分の1、第3子であれば無料となっております。

資料7をごらんください。資料7は平成22年度決算額における保育所の運営にかかる経費でございます。保育園児1人当たりの市の負担が幾らになっているかというのがNの1人当たり市費負担額（年額）で、公設公営が135万、公設民営が106万、民設民営が63万という金額になっております。先ほどご説明しましたとおり、国の負担額は一般財源化されておりますので、公設公営と公設民営の国の負担額は理論値で計算しております。

ちょっと飛びまして、資料15をごらんください。資料15は、市の保育料月額基準表で、資料6と同じものですが、備考欄の一番下に、扶養控除廃止前の算定方法に基づく想定所得税額によりますので、実際の所得税額等とは異なりますと記載しております。これは平成22年度に税制改正がありまして、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。これによって所得税が上がったことにより、連動して保育料が上がってしまっただけでは困るので、厚生労働省から計算シートを使って想定所得税額を出して、税制改正の影響を受けないようにという指示がありまして、この計算シートを使って計算をしております。ですから源泉徴収票等に記載された実際の所得税額ではなくて、市が計算シートを使った想定所得税額で保育料を計算しているということでございます。

資料16をごらんください。資料16は市の保育料の改定の変遷でございます。平成12年以降、現在に至るまで7回条例改正を行っておりますが、基準額表を改定したのは、うち3回で、平成20年度の改正においては、国税から地方税への税源移譲、補助金の廃止・削減、地方交付税の見直しという、いわゆる三位一体改革というのをございまして、所得税が下がってしまい、連動して保育料が下がるので、この三位一体改革の影響を受けないように階層区分ごとの条件を大幅に変更しております。

そのほかの改正は第3子以降の保育料を無料にしたりとか、あるいは市民税非課税世帯をひとり親かひとり親でないかで分けたり、あるいは多子軽減、先ほど申しあげました第2子、第3子の軽減の範囲を保育園から幼稚園等に拡大したりという、基準額表の改定をしない改正になっております。

資料17をごらんください。資料17は、前回の社会福祉審議会で近隣市との比較ができる資料という要望がございまして、またその際、財政力指数を加味してというご意見がありましたので、近隣市及び多摩26市で財政力指数がほぼ同じ自治体で比較をしております。

資料18をごらんください。こちら前回の社会福祉審議会でも、認可外保育施設と認可保育所の保護者の方の負担の差がわかる資料というご要望がありまして、23年度に認証保育所や家庭福祉員さん等にお子さんを預けていた保護者の方のうち、24年度から認可保育所に入所された方の保育料がどのように変わったかを20件抽出して調べたものでございます。認証保育所等からが14人、家庭福祉員さんからが6人となっており、1人の方を除いて全員保育料が下がりました。2万円以上安くなった方が11人と半数以上を占め、認可外保育施設と認可保育所の保育料の格差が大きいことがわかります。

資料19をごらんください。資料19は保育料の特殊な例ですが、1枚目が最低保育料というものの説明になります。これは3歳以上のお子さん、3歳未満のお子さんを保育所に預けている場合には、下の3歳未満のお子さんが第2子ということで半額になります。所得税が世帯で33万円以下の階層の方はそうなるんですけども、所得税が世帯で33万円以上のD13階層からD16階層の方については、最低保育料というものを設定してございます。これは3歳以上のお子さんの保育料と3歳未満のお子さんの半額となった保育料を合算して、その額が半額になる前の3歳未満のお子さんの保育料を下回った場合は、その不足分を加えた額を最低保育料とするものでございます。

資料19の2枚目をごらんください。これも保育料の特殊な例ですが、付加徴収金額でC1階層からD1階層の方で、所得は低いけれども、一定の固定資産がある方に対しては、1つ上の階層の保育料を負担していただくという仕組みになっております。

ただし、多摩26市中、付加徴収金額を設定しているのは昭島、小平、調布、東久留米市の4市のみとなっており、対象者の範囲が明確ではなく、市外に固定資産を所有されている場合の把握が困難なため、申請主義をとっておりまして、現在付加徴収金額をいただいている方はいない状況です。

また、国の月額基準表も以前はこの付加徴収金額を設定しておりましたが、平成9年度の児童福祉法の改正に伴い削除された経緯がございます。

あと、資料はご用意いたしませんでしたが、前回の社会福祉審議会で、市内のお子さんで市外の認可保育所に預けられている人数がわかる資料というご要望がございました。こちらは管外委託とっており、6月現在で市外の公立認可保育所に10人、市外の私立認可保育所に21人、計31人となっております。

私からの説明は以上でございます。

事務局： それでは、子育て支援課からの資料説明をさせていただきたいと思います。

まず資料8をおあげくださいませ。この表につきましては平成24年度6月1日現在の学童保育所に入所されているお子様の在籍数でございます。この春に第四小学校が閉校となりましたので、現在は市内13学校におきまして、20の学童保育所が開所しております。そこでの在籍数につきましては、定員1,040人に対して796名という形になっております。しかし、8月1日現在、直近でございますが、8月1日につきましては783名のお子さんが入所しております。

続きまして資料9でございます。こちらにつきましては学童保育に、これは6月1日現在の数字で出しておりますが、学童保育に入っている方のお子さんの第1子、第2子という分け方でございます。学童保育の場合は市民税の課税、非課税というところで学童保育所費を分けておりますので、保育園のように第2子減免、第3子無料という形はありませんので、とりあえず分布ということで載せさせていただいております。

学童保育の場合は小学校1年から3年生までですので、それほど多く複数で入っている方はいらっしゃいませんが、ここにありますように、54名の方が第2子ということで、それぞれご兄弟なりで入っていらっしゃいます。右側の免除内訳につきましては、生活保護または市民税非課税の方につきま

しては免除という形になっておりますので、その数でございます。また減免という形になっているものにつきましては、原発で自主避難をされている方2名につきましては、同じ取り扱いをさせていただいております。

この表の右下で、学童保育所運営費というところでございますけれども、前回の社会福祉審議会での数字を載せておりますが、この部分では、保育園と比較して人件費だけなので、わからないという部分がございます、学童保育所にかかわる費用で出してほしいということがございましたので、資料の21でございますが、平成23年度の実績でございますけれども、2億2,821万3,000円が最終的な数字でございます。そこで平均在籍数で、毎月人数が違いますので、年間の平均の在籍数、去年は21学童保育所で行ったけれども、819人で割りますと、1人当たり27万9,000円という費用でございます。その内訳につきましては円グラフで載せてありますが、運営費補助につきましては23%、使用料、それぞれ保育所費使用料を払っていただいております額が約18%分、そして一般財源につきましては59%という内訳となっております。

続きまして、資料10でございます。直接学童ということではございませんけれども、22年度決算に見る東久留米市の財政分析ということの抜粋版でございます。これはすべてで42ページほどございますが、その中の、あくまで財政の部分につきまして抽出して抜粋で載せてございます。まず、この資料の下に書いてあります1ページでございますが、下のグラフにつきましては、人口の分布増加とともに市税なりが伸びておりますが、途中からやはり市税が落ち込んでおったりする状況で、先ほど市長からも財政難ということがございましたけれども、市税が非常に減ってきているという状況でございます。

また、次の2ページのグラフをごらんになっていただければわかるかと思いますが、それぞれ保育運営とか学童保育とか、あとは手当、介護保険などもそうですが、それぞれ住民の方に対する支出するための費用、これは扶助費という言葉を使っておりますが、四角い折れ線グラフのところだと思いますけれども、途中から後半非常に伸びているということで、市の歳出にかかわる扶助費の率が伸びているという状況でございます。

これらにつきまして、最初の東久留米の財政というところで、1ページから4ページまでを抜粋として載せさせていただいております。

続きまして、資料20でございます。前回の社会福祉審議会の会議で近隣の学童保育の保育料、いわゆる保育所費利用料について比較できるものをとということでご要望がございましたので、この東久留米市近隣の北多摩ブロックでございますけれども、小平、東村山、西東京、清瀬という形で現在の学童保育にかかる費用のことを載せてございます。

また、生活保護以外の減免規定というところで、東久留米市以外のところでは2人目、3人目なりの減額があるということで、ここに書いてございます。東久留米市は、先ほどお話ししましたように、原発の自主避難の方につきましては減免措置をしているというところでございます。

また、東久留米市の場合は、現在ひと月5,000円という額で行っていますけれども、左の下のところに書いてありますように、学童保育所は昭和52年4月から開所となっております。最初のころは、もう30年以上前でございますが、月額1,000円。そして昭和55年7月、58年4月、平成4年4月、最終的には平成8年4月に現在と同じ5,000円という形になっておりまして、現在十数年そのままの月額5,000円という形になっております。

以上、学童保育につきましては、そういう形でございます。それと、今日、資料にはございませんが、学童保育の場合、かつては正職員でございましたけれども、現在は嘱託職員76名、そして臨時職員24名という、20学童保育所100名で運営をしております。さきの社会福祉審議会の中で、どのぐらいの給料になっているのか、高い人と安い人ということで質問がございましたけれども、学童保育の場合は、今お話ししたように嘱託職員でございますので、固定給でございますので、月額約19万円という形でございます。特に残業はないという形で、固定給という形でございます。また臨時職員の方につきましては、週4日、月75時間という契約になっておりまして、こちらの方につきましては、1時間当たり950円という時間給の形で契約をさせていただいている状況でございます。大体平均で、臨時職員の方は、月75時間で約7万円の賃金という形でございます。

以上でございます。

部会長： ありがとうございます。担当課長2人から説明がありましたので、ここで審議に入りたいと思います。最終的には質問は後ほどということで。質問形式の審議でも構いませんけれども、審議に入ります。何かご意見、ご質問を含めてですけれども、ございますか。

このような資料を十分に読み込むというのは、今その場では難しいかもしれませんが、大枠の説明でございますので、一般的なご質問。

どうぞ。

委員： 資料22を見ますと、次回が保育所の運営の現状と課題とか、保育のサービスと受益者の負担について話し合われる内容となっておりますので、そういった部分では、市長のお話があったところで、認可外保育所の利用をした方と認可保育施設との不公平感というのがありました。そういう部分では、いわゆる市内の認可外施設の保育料、例えば認証保育所だとか、あるいは家庭保育士とか、そういうところの保育料が実際どういう金額なものなのか、そういう資料もいただかないと、どういった差額があるのかとか、不公平感があるのか、ちょっとわかりづらいと思いますので、大変だと思いますけど、そういう部分の資料もいただきたい。

認証保育所に関して言うと、私たちが預けている認可保育所とは違って、入園料とかもあったと思いますので、そういう部分も含めて、資料をいただけたらと思います。

それと、実態です。私たちも保育園父母会連合会をやっていて、認証とか家庭保育から認可保育園に来た方の声なんかもよく聞くのですけれども、その中で、例えば、ずっと認証で小学校に入るまで預けるという方は、経済的負担とか、そういうことで少ないです。もしデータがあるようでしたら、認証保育所とか家庭保育から、実際100名いるとしたら、このうちどのくらいの方が認可保育所への転入希望とか、そういうのがあるのか、データなんかもあると、今後いろいろ話をしていく中で参考になるのかなと思うので、そういう部分もできたらお願いしたいなと。

あと、今回認可外施設というところでは、おそらく認証保育所とか家庭保育とか、そういう部分が頭にあるのではないかと思うのですが、一時保育もある中で、これは私ども保育園連合会の中で話が出ていたのですけれども、

認可保育園に入れなかった、そういう中で認証も入れなかった、家庭保育にも入れなかった方が一時保育を利用していらっしゃるという話をお聞きしました。一時保育に関しては週3日までということになっているので、2つの施設の一時保育を3日間、3日間通っている。これもある意味、待機児という中に入ってくると思うのです。そういうところで、市内でやっている一時保育、公立は多分やっていないと思うのですけれども、私立保育園なんかではやっていて、例えば利用料とか利用者数とか、そういう部分もあつたらデータを教えていただきたいというところがあります。

それとあと学童が出ていましたが、東久留米市内では1カ所ですか、私立保育園が学童保育をやっているところがありました。しおん保育園かどこかが、その保育園の中でやっているところもあると思うのですけれども、そこはおそらく市のほうとしてはご紹介するようなところではないと思うのですけれども、そこが例えば利用料とかがどういった形になっているのか、あくまでもデータとして知りたいというところと、近隣の市の例えば西東京市なんかは学童保育に関しても民営化していたりして、それに関しては利用料はこちらにあるように変わっていないのか、あるいは民営化したことによって利用料が変わっているのか、そういう部分もデータとしていただくと、いろいろな意味で今後の論議の参考になるのかなと思います。

もう1つ、すみません。今回いわゆる保育園と学童保育の利用のことになっているのですけれども、先ほど僕、自己紹介の中で述べさせていただいたのですが、次世代育成支援の後期行動計画の計画にかかわる中で、幼稚園関係の方もいらっしゃるで、幼稚園でも一時保育とかやられているのです。そういう中で、これも保育園連合会の中の話の中で、さっき言ったような一時保育にも入れなかったりする方が、幼稚園の一時保育に入っている方もいたりしていますので、そういう意味で、幼稚園の一時保育での現状という部分もデータとしていただくと、より広い目で利用例という部分とか、今後の負担のあり方ということ論じるきっかけになると思いますので、ちょっと大変だと思うんですけど、そういった資料をぜひ次の前にいただけたらと思います。

すみません、長くなりました。

部会長： 資料請求が多いんですけども。

事務局： 1点目の、認可外保育所等の保育料とか入園料の資料でしたらご用意できます。2点目の、認証保育所に入っている方、あるいは認可保育所を希望されている方の人数というのは、これほどの時点でとらえれば。4月1日時点ということよろしいですか。4月1日に204名、旧定義もちょっと多いので、旧定義の中で、例えば認可保育所に入っている方ということよろしいですか。

委員： 今回一番あるデータというのは、この時期のデータになるんですか。

事務局： 直近のデータだと8月1日時点の入所申し込みをされている方の中で、例えば今現在認証保育所とかに預けていらっしゃる方ということであれば、把握はできますけど、それでよろしいですか。

委員： 多分一番年間の中で待機児の多い月のデータのほうが、一番これがわかりやすいのかなと思うんですけども、そういったことは可能ですか。

事務局： 年度末ということですか。

委員： そうですね。

事務局： 2月1日になるんですけど、それはご用意できると思います。

委員： お願いします。

事務局： 3点目の、一時保育の利用料ですとか、利用者数もご用意できると思います。

事務局： 4点目の下里しおん、今、お話出しましたけども、それについては確認をしてみます。それから西東京の部分につきましても、今お話ありましたので、問い合わせをしてみたいと思います。幼稚園の部分、ちょっと細かい部分がわかりませんので、もう1回、後でどの程度かというものを確認しながら資料ができれば作成していきたいと思います。

部会長： よろしいでしょうか。では、その資料は次回。

事務局： これからももちろん作成していかなければいけませんので、でき上がった段階で各委員さんに早目にお渡しできるような形で、次回の会議までではなく、それまでの間に資料を読んでいただけるためにお渡しできるような形で、郵送するなりしていきたいと思います。

部会長： ほかの方も、この資料が見たいとかありますか。資料ができ上がれば……。

事務局： 委員皆さんに、〇〇委員だけではなく、共通ですから、委員皆さんにご配付いたしたいと思います。

部会長： その資料は資料として、それは来てからの話になりますから、その内容についてどう思われるかとか、ありますか。

委員： おそらく、多分、今度の第2回の中で、その資料をもとに高いのかとか、安いのかとか、いわゆる諮問のほうに出ていましたけれども、不公平感とか、そういう部分を実際に私たちがその資料を見て実感するというか、そういう中で、論議のきっかけになるのではないかと思いましたので。

実際、今日の資料の中にも認可外保育施設の保育料とか、そういう部分はないわけですし、実際に今、保育園に関しては前年度の収入に応じてこれだけ階層があって、これだけの金額なんだということはわかりましたが、認可保育園は入園料がありませんけども、認可外の入園料があるところでは幾らあるのかとか、月額幾ら払っているのかとか、保育園なんかでいくと、例えばおむつなんか実費として使った回数とかになったりしますけども、給食費なんかは込みですけれども、認可外だと給食費を取るところもあったり、そういう部分でまたいろいろ変わってくると思うので、そういうものを比較しながら、こういう意味で違うのかということも次回皆さんでちゃんと確認してから論じたほうがいいのかなと思いましたので。

部会長： よろしいでしょうか。

事務局： 今、〇〇委員からいろいろかなり詳細に、また丁寧にお話をいただきましたので、やはり皆さんと一緒に関連な議論を進めるためにも、ぜひ早目に用意をさせていただきたいと思っています。

部会長： ほかに何かございますでしょうか。

委員： すみません、ちょっと専門外なので、必ずしも皆さんの言っているのがよくわからなくて申しわけないのだけれど、認証保育があったり、認可外があったり、認可があったり、いろいろあるんだけど、その定義がちょっとよくわからないので、ここを説明してもらっても困るので、文章でもらわないと。

先ほどおっしゃったように、編成の仕方、最終的に認可に行くというのが1つの流れなんですか。なかなか入れない待機の方たちが一時保育を利用しながら、その次に認可外に入れて、次に認可に行くみたいな、そういう流れ

がある。

委員： 最近保活という言葉があるんですけども。婚活とかと同じように、保育園に入るための活動ということで、保活という言葉があるんです。これは、いわゆる育休をとったりした場合に、この段階でその活動をしていかないと、仕事に復帰できないというのがあるんですけども、ここ何年かですととにかくそれが厳しくなってきました、大体保育料でいくと、認可保育園が金額的に言いますと一番安いと言え安いです。

委員： 認可保育園というのは公立ということですか。

委員： 公立保育園と私立保育園で、2つあるんです。これは国が認可しているという形で、言え安いです。そこは、いわゆる幼稚園なんかですと、公立の幼稚園と私立の幼稚園だと利用料が違ったりするんですが、保育園の場合は公立も私立も保育料は同じなんです。こちらは私立保育園でも入園料は取ったりもしませんし、あとは、いわゆる公立保育園がいいか、私立保育園がいいかは、お家の方が自分の子どもにこういう保育をさせたいなという形で決めたりするんですけども、認可保育園に入れたいのだけれども、今なかなか入れない。よく保育園の数が足りないと言われてたりもするのですけれども、そういう中で、そこに入れなかったらどうするかということで、そういう中でも東京都なんかは対策として認証保育として、これは都独自の制度でつくってきたのです。

これは認可保育園からいくと、基準がちょっとまた違ってしまっていて、面積もちょっと少なめだったり、園庭なんかは別にそこになくてもいいとか、そういう部分があったりするのです。どうしても預ける親からのネックとするのは入園料とか保育料がとても高い。

委員： 認証保育は。

委員： はい。

委員： それは私立という……。

委員： 認証は全部民間のみです。法人がやっているところもあれば、あるいは企業がやっているところとかいろいろあるんですけども。

ただ、やっぱり入れないよりはましという声もあるのですけれども、とても高いので、実際例えば働いて給料を稼いでも、半分以上とか、下手すれば

3分の2がそれで飛んでいってしまっていて、何のために働いているんだという現状もあるんです。でも、入れるだけ仕事が続けられるから、ラッキーというのがあるんですけども、そこも入れなかったら、今度は一時保育というのがあるんですが、それはそれで本来は保護者の方のリフレッシュとかが目的だったのに、週に3日までが利用する限度なんですけど、市内で言うと、私立保育園がやっているんですけども、その3日間、3日間をプラスしてつないで何とかやっているという現状のお話もお聞きしているんです。

保育ママという言い方もしていますけれども、いわゆる1人、2人の保育士さんが自宅とか一部屋を開放して、そこで少人数でやっている家庭保育というのもありまして、それはまた保育園の大きい集団にいきなり預けるよりも、そういうところでまずやっていきたいという人もいらっしゃるけれど、単に認可保育園に入れなくて、そこに預ける方とかも、いろいろいらっしゃるパターンがあります。

ほんとうにいろいろな施設ができて複雑になってきて、僕も覚えるのが大変でした。

委員： よろしいですか。認可外とか無認可、それから家庭保育さんはわりと規模が小さいのです。だからどうしても3、4、5になったら大きい施設に行って、子どもたちが広いところで、いろいろな友達とかかわって遊ばせたいというのがあるのです。だから、どうしてもやっぱり公立か認可へ行かせてあげないと、子どもたちも成長していく上で必要な環境なのではないかと思えます。そういう意味で、3、4、5も。

2歳ぐらいまでは皆さん、何とか無認可で我慢して、保育料が高くてでも預けるのです。ですけど、やっぱり入れたら大きいところ、認可とか公立に入れば、小学校に入るまでは、その居場所と言ったら変ですけども、そこを確保できるということで、皆さん、何とかして入りたいという気持ちなのではないでしょうか。

そういうのを私たちも応援しているのですけれども、やっぱり入れないお子さんがいるんです。そうすると、私たちみたいな小さな施設に3歳のお子さんが今3人いるんですけど、遊びなんかは工夫してできるんですけども、とにかく同年代の子の交流がないのです。だからたまにどこかそういう公立

保育園に遊びに行ったりしたとしても、その時間とか回数というのは限られているので、やっぱりすごくかわいそうな感じ。見る以上はこちらも責任を持って、ちゃんと3歳児の保育をいたしますけれども、ちょっとかわいそうかなという気はします。そういう意味でも、入れればいいのかなど思っています。また、いつかは入れるんじゃないかなという、お子さんのお母さんたちにも入れるといいですねという形でお答えするんですけど。

確かに0、2歳も入れないお子さんがいっぱいいて、3、4、5、5歳はめったにないと思うんですけど、3歳ぐらいのお子さんでもやっぱり入れないお子さんがいる。

3歳ぐらいというのは、私も幼稚園のあれをしていたので、結構30人から35人を先生が1人で見えるのです。ただ、保育園と違って時間は短い。幼稚園は短いから、先生たちの負担もある意味では少ないのかもしれないけれども、もし20人の定員のところにちょっと一人、二人プラスして3歳児を入れられるのだったら、入れてほしいという気がします。その辺はちょっと融通してもできるんじゃないのかなという疑問を感じます。今、保育園だと3歳児は大体20人ぐらいですよ。4歳児になると25人ぐらいですか、20人前後です。そうすると一人、二人だったら、大勢いるわけではないので、どこかで割り振って入れてあげられれば、できるんじゃないのかなと思いますけど、その点をちょっと考えていただけたらと思います。

事務局： 今、〇〇委員、それから〇〇委員のお話で、ご質問の関係なんかで、かなり丁寧に細かく、私どもが説明する以上にわかりやすく説明していただきました。その辺の補足する資料は、定義とか、そういったことについてはご用意したいと思います。

今、お二人の方からいろいろと背景なり、実情を丁寧に説明していただいたところなのですが、そういったことも含めて、ほかの委員の方々にも、また何かあればということで、ご発言がいただければと事務局としては思っているところがございます。

会長、よろしく申し上げます。

委員： 保育料の基準表があるのですがけれども、先ほどD10が一番多いと言っていました。216人。資料5と6をちょっと用意してください。資料5の保育

料D10のランクの人が216、それからD4が162人ということで、ここが一番多いですね。大体平均すると、変な話、ゼロから最高5万2,600円ですか。平均すると大体どれくらいになるのでしょうか。1万円前後ですかね。

事務局： ちょっとお待ちください。計算しています。

事務局： 大体合計金額を合計人数で割り返していただくと平均値が出ると思うのですが、大体1万6,000円前後。

委員： あともう1点、保育料の未納者というのは東久留米でもあるんですか。

事務局： もちろん保育料を払っていただいていない方もいらっしゃって、そういった方には、収納率は90%以上はいつていますけれど、一部に払っていただかない方がいて、そういう方には園長先生から直接催告書を渡していただいて、ちょっと話をさせていただいて払うようお願いをしたり、それでも応じていただかない場合には、やむなく差し押さえということで、銀行口座の差し押さえですとか、あるいは給料等の差し押さえをさせていただいているという状況です。

委員： 96%？

事務局： 90%以上の収納率。ちょっと今、手元に詳細の資料がないのですが。例えば今年度の収納率であれば九十何パーセント、年度末の段階で98。

委員： 98ですか。

事務局： 98%ぐらいですね。それで、滞納になった分が繰り越したのを、過年度と言っているんですけど、昨年度以前のものについては収納率が52%ぐらいです。それでも26市で一番私どもの市が過年度については収納率が高くなっています。

委員： わかりました。ありがとうございました。

部会長： ほかに資料を言っていたら、それのご質問があれば。

委員： すみません、先ほど資料21で学童のほうなのですが、1人当たりの27万云々とかかかっていますけれども、これは平成23年度ですよ。始まった当初の学童の保育料の推移は載っていましたが、平成23年以前の1人当たりの金額、それから、それにかかわる、例えばおやつ代とか、これには含まれるとか何とかいう資料がございますけれども、そのほかにも、例えば学童はやっぱりお預かりするところなので、教材費みたいなものもあ

るかもしれないですけども、図書費とか、そういったものの推移というか、そういうのも財政の話、冒頭で市長がおっしゃっておいりましたけれども、そういうのも資料としてあると参考にしやすいのでよろしくお願いします。

事務局： 資料21につきましては、いわゆる財源内訳となっていますので、今、委員から求められた分については、その中身のほう、分類ですよ。ですから、これはあくまで費用負担の分け方、補助金とか使用料、一般財源だという形ですから、今お話にあったような、いわゆる間食費、おやつ代だとか、それから学童の中で使う別の費用、その辺について、どこまでつくれるかわかりませんが、できる範囲で工夫してみたいと思います。

委員： よろしくをお願いします。できれば、他市と比べたいんですけど。

事務局： 他市のほうでも、どれだけ資料があるかわかりませんので、複数年はちょっと難しいかもしれませんので、そうしましたら、1つの年度で他市にちょっと聞いてみたいと思います。

委員： ありがとうございます。

委員： すみません、資料7なんですけれども、保育所の運営にかかる経費ですけど、1人当たりの負担額というのは、やっぱり公立とか公設民営に比べると、私立が一番運営費というのは安くて済むということ。

事務局： 先ほどから申し上げていますとおり、いわゆる国の負担金とか都の負担金が私立保育所に対してはいまだに残っているということで、国から来るお金に色がついているわけではありませんけれど、この金については私立保育園の運営費に使ってくださいということで明確に来ますので。

委員： 国と都と市で分かれるということ。

事務局： ですから公立にはそれが来ていなくて、一般財源化という。

委員： 来ないということですね。

事務局： 地方交付税という形で、ほかに使うものと一緒くたに来ていますので、そういったところが理論値になってしまいますので。

委員： 私たち家庭福祉員が国制度に移行すれば、国と都と市とに三分割にされる。だから市の負担金が少なくて済むという、そういう話を聞いていますけれども、それと同じように考えればいいということ。

事務局： 新システムに移行したらということですか。

委員： はい。国へ移行した場合。

事務局： 給付の形が変わるので、そういったこともなくはないと思いますけども、現在認可保育園においては民設民営、私立保育園に対してだけ国の負担金と都の負担金は残っているということです。

あと、それから施設整備、要するに保育所を建てるときの補助金も民設民営保育園に対してはいまだにきちっと残っているので。あとは人件費の差ですとか、そういったところになるかと思うのですけれども。

事務局： あと、補足ですけど、よろしいですか。あと、今、国側の制度の話が出ましたけれども、国の制度もご承知のとおり、今、国会で審議中ということもあります。それで、今年の3月当初に提案をされた内容から、かなり修正ということも入ってまして、最終的には、今お尋ねの、例えば家庭福祉員とか、そういった方々への給付の問題なども、まだきちんとした整理ができていないと認識しているところなのです。ですから、これらは国会の審議が出た後に、国のほうでそういった詳細の部分について制度化をしていくと認識していますので、そういったところの様子をしっかりと見ていかなければいけないと思っています。

部会長： よろしいでしょうか。

ほかに。どうぞ。

委員： すみません、資料4-1で待機児童数というのが100人前後で、年度末には248となっているのですけれども、今後の人数というか、結局、子どもの出生率のところがあると思うのですけれども、その辺の兼ね合いというのはどうなのかなという気がしたのですけれど。

事務局： 基本的には少子高齢化なので、出生率が向上するというのはなかなか難しいかなと考えていますけれど、最近経済情勢とか雇用情勢が厳しくて、女性の方が働きに出ることが多いということもありますし、女性の社会進出なんかも大変今、増えていますので、お子さんを預けたいとおっしゃる方は非常に多いということで、もし預けられるならば預けたいという潜在利用と言いますけれども、そういう方もたくさんいらっしゃるので、受け皿を増やしても、なかなか待機児童が減らないという現状はございます。

事務局： 補足ですけど、今お尋ねの今後のいわゆる子どもの数と言いますか、推

計ということで、例えば2020年ぐらいを1つの節目にして、今後の子どもの数がどのように推移していくかというデータなども、確認できればお示しをしたいと思いますが、いずれにしても、ある段階で人口総体の減るというような、国全体の人口がある年次までいきますと全体的に人口が減少していくのだという国の推計などもございますので、やはりそういう中で、子どももあるところまで行ったときに、子どもの数というのはやはり減少していくのではないかと、そんなところのデータがもしお示しできればということで、確認をしてみたいと思います。

部会長： 東久留米市の出生率は。

事務局： そうですね。特に統計ということで、そういったデータもございましたら、今後はやはり将来に向かって東久留米市の人口とか、それから子どもの数とか、そういったことも推計の部分があったと思いますので、その辺のところを確認しながらお示しできればと思っております。

いずれにしても、ある年次に行ったときに、やはり国と同じように東久留米も減少傾向にシフトしていくという認識がございます。

部会長： 市だけ増えていくという予想はないわけですね。

事務局： 現状のところでは、そういう予想はまだできておりません。

委員： 学校も閉校になっているので、その辺の兼ね合い。結局幼稚園も公立がなくなっていくところで、やっぱり受け皿の部分がなくなっているのかなというところがあるので。

事務局： だから、やっぱり大きな話になりますけれども、東久留米のまちづくりと言いますか、東久留米はどのように自立した市としてやっていこうかな、こんなような大きな視点もあって、そうするとやっぱり、このまちに多くの方に住んでもらえるような何か魅力を持ったまちづくりをしなければいけないとか、いろいろなことがあるわけです。

そういう中で、全体的に東久留米のまちづくりという大きなものもありますけれども、そういう中であって、やはり子育てがしやすいようなまちとか、あるいは緑とか環境がほんとうに自然豊かなまちとか、いろいろなテーマといったことを複合的にかみ合わせたようなところでまちづくりということを考えていくということもありますけれども。

委員： 今、資料5なのですけれど、1,670人というのはゼロ歳から5歳までの認可保育園に行っている子どもさんの数なんですか。

事務局： そうです。認可保育園に。

委員： 1,670人というのがゼロ歳から5歳までの認可保育園に行っているお子様の数。

事務局： そういうことです。

委員： 例えば、私なんかは今日初めてこういういろいろなことを知ったのですが、行っていないお子さんもいらっしゃるわけじゃないですか。そういう意味で、1,670人というのは東久留米にいる子ども、ゼロ歳から5歳までの子どものどのぐらいの割合なんですか。

事務局： 未就学児童というのは大体ゼロ歳から6歳までで、大体5,500人ぐらいいらっしゃいます。そのうち保育園に通っていらっしゃるのが1,700人弱で、幼稚園も多分1,700ぐらいです。残りが、要するに3歳未満で家庭で保育されている方とか、幼稚園も保育園も行っていない方。あとは認可外に預けていらっしゃるという方になります。

委員： この1,670人というのが、どのぐらい……。要するに、全部の人が保育園に行くわけでもなく、認可のところに行くわけでもなくて、認証のところに行くわけでもなくて、普通にお家にお子さんもいて、幼稚園に行くお子さんもいらっしゃるわけじゃないですか。だから、こういうお話をしていると、この1,670人で全部なのか、一部なのかというのがちょっとわからなかったもので。

そうすると、割合として、要するに5,500分の1,670と考えればよろしい。

事務局： 3割ぐらいの方が保育園をご利用されているということになります。

委員： わかりました。何割ぐらいの方なのかと思ったので。

部会長： だから、つくっても、つくっても、5,500人いるとすると、待機児童は増えていく。つくれば、つくるほど。

事務局： 幼稚園に行かれる方もいらっしゃいますし、家庭で保育されている方もいますので、どのぐらい残りの潜在需要を見込むかというのは非常に難しいところなのですけれど。

部会長： 一応見込むわけですね。経費のことを考えるとすると。

事務局： それは今度、それこそ子ども・子育て新システムが来る場合は、そういったものを当然ニーズ調査というか、そういったものを見込まないと、需要と供給の計画をつくらなければいけないので。

部会長： 立てなければいけないですからね。

事務局： 今、会長がおっしゃるように、総体、今話があったように、5,500すべてをとというような考え方は、考え方の上では持たないのです。今、話がちょっと出たように、いずれにしても、需要をどのように見込むかということが、今新しい制度の中で、このままいけば新しい制度自体は成立する公算が大きい。そうすると、その新しい制度の中で、やはり各自治体に需要と供給をどのように整理していくかということで、そういった調査ということに予定がされております。

そういう中で、やはり今、話があったように、東久留米5,500名のところで、やはりどのぐらい需要を見込むか。そのときには保育だけでなく、幼稚園とかすべての資源を、子育て支援の資源としてすべてを把握して、その中で利用者の方々にどのように提供しようか、こんなような視点を持って調査することになるかと思しますので、今日のところは、これは今お話があったように、5,500名のうち、保育所、それも認可保育所を利用されている方が1,670だといったところで数字的にはそのような理解をしていただけたということだと思います。

部会長： よろしいでしょうか。

諮問されている内容についての個別の審議については、次々と内容が確定していくと思うのですけれども、今日のところとしては、保育所とか学童保育所の運営の現状についても述べていただかないといけないわけです。

一応資料はありましたけれども、実際の、先ほどからこちらから説明がありましたけれども、市としての現状把握と言いますか、そういうものについては、今日やるわけですか。

事務局： 今、部会長からありましたように、今回諮問をさせていただいた趣旨が資料13にございますように、いわゆる利用者に対する保育料、学童保育を含みますけれども、保育料の適正な負担のあり方と言いますか、そういったところに絞った諮問という形をとらせていただいております。そういう意味で言

いますと、それを議論していただくためにも、今のご質問を含めていろいろなご発言がありましたように、いろいろな資料提供あるいは用意をしながら、今日を含めて適正なという部分でご議論をいただく予定を立てております。

今日、ちょっと時間的な制限もあるかと思えますけれども、会長のほうである程度時間の許す限り、そのほかのこともご確認をいただきながら、それらを踏まえて、また次回、ぜひ関連なご議論をいただければと思っております。

委員： 適正な負担のあり方ということで、それを考える上でいろいろな話を聞くということだったので、専門外なので聞きたいのですが、子どもたちの保育の中で課題になっているようなこととか、保育園の数が増えればそれでいいのか、それ以外に保育のあり方とか時間帯とかいろいろあると思うのですが、課題になっているようなことは何か。一般の人間からすると、今までの議論だと一部の議論しかないので、全体像が見えないので、ちょっと教えてほしいし、学童保育も人数が多いのではないかみたいな話も聞きます。

この間、障害児が3年までですということで、障害のある人はわりと支援が必要だから、もっと必要なのではないかという話をしたのだけでも、うちの職場で障害児を持っている主婦の方が働いてくれているのだけれど、ちょっと話を聞くと、やっぱり障害児だけが特別扱いされると学校の中でいじめに遭ったりする部分があるので、ほかの子どもたちと同じような形で扱われたほうがいいのかという話もありました。この間、私のほうでも質問させてもらったら、非常勤職員さんということで100人もおられるということなのだけれども、やっぱり災害があったとき、避難の状況とか訓練とか、適正な価格負担をしてもらうのだったら、それに見合うだけのサービスが必要なのかなという話もさせてもらったので、直接お金ではないのだけれども、学童保育の現状はどうなっているのだろうということなんかも話を聞かせてもらえるとありがたいと思っています。

事務局： 保育の現状ということで言えば、先ほどからご説明さしあげているとおり、待機児の問題が一番大きくて。

委員： 待機児が一番。

事務局： ここ数年来、100名を超える待機児が4月1日現在で生じている。預けた

くても預けられないという方が大変多いという現状がございます。年度末には250人ぐらいになってしまうといったことがあって、市としても次世代育成支援行動計画とか策定をして、待機児解消というのを最優先課題で取り組んでいるのですが、なかなか待機児が減らないという現状がございます。

財政力が豊かな市であれば、公設公営でどんどん保育所を建てて、それで待機児解消ということもできるのでしょうかけれども、やはり地方交付税とかに依存しているような団体であれば、自主財源がなくて、なかなかそういったところも難しいということで、待機児解消のために民営化ですとか、そういったところも進めていくところです。

現在22年度決算で言えば、368億のうち72億を子育てのために既に費やしているということで、5分の1ぐらいの割合を費やしておりまして、これ以上さらなる財源を充てていくというのはちょっと厳しいという状況があります。

委員： 先ほどあった一般財源化から考えると、やっぱり公立が厳しくて。

事務局： ちょっと厳しいですね。

委員： 民間にという流れは市としてはある。

事務局： 流れはあります。

それとあと、横浜市なんかの例ですと、待機児が多くて待機児解消に取り組んでいますけれども、横浜市なんかは国の決めた保育料に対しての市の保育料の割合はものすごく高いのです。階層にもよりますけれど、90%ぐらいになっているところもあるのです。国基準が8万円のところを、7万5,600円という、90%以上の割合にしている、そういった自治体はあるというところで、私どもの市が正確に言うと国の基準に対して52%ぐらい。そういったところが適正なのかどうかということも、ちょっとご検討いただければと考えております。

委員： 資料3にあるのは、待機児童数と書いてあるのですが、これが一応市内にある認可保育園の数なんですね。市立も含めて。

事務局： そうです。

委員： この待機児童数というのが、新定義と書いてあるのですが、

委員： 新定義？ ありますよね。この新定義って何だろう。

委員： 資料4-1の下のほうに※で書いてあると思うのですがけれども、昔は認可保育園に入りたいのだけれども、今年はいれない子はすべて待機児になっていたのですがけれども、新定義の中では、ここに書いてあるように、例えば子どもがいる人は家庭保育室だとか認証保育所とか、そういうところに入っている方の場合はカウントされていないのです。だけど待機児としては、さっき言った何名というのが出ていたのですがけれども、僕が話したように、実際には認証保育所とか家庭保育室とか、一時保育には入っているんだけど、認可保育園に入りたいのだという、いわゆる隠れた待機児というのが実際にいるわけなのです。

だから、そういった部分に、そこで転入を希望されている方というのはどのくらいいるか、もしデータがあったらということをお願いしたわけなのです。

やっぱり子どもが少子化ではあるのだけれども、実際に待機児が増えてくるのはなぜなのかということにつきまして、国なんかは本来、例えば制度があって、子どもは何人に対して保育士何人ですよとか、何歳児に関して何平米の面積のをつくりなさいという法律があるのですがけれども、これを絶対守らないと認可保育園というのはつukれないことになっていたのです。

ただ、私たちの思いは、もっと保育園を増やせばいいのではないかとはい言うのだけれども、やっぱりお金がかかる。国も財政が厳しいし、市のほうも財政が厳しいという中で、ちょっと基準を緩やかにして、もうちょっと入れてもいいのではないかと。例えば、本来だったらこの面積だったらゼロ歳児20名なんだけれど、25名ぐらい入れてもいいんじゃないか、そういうふうにやってもいいのではないかとというところで、これを待機児が特に多い都市部、東京都もこれに入っていたのですがけれども、こういう中でも東久留米市もそこに入っていたのです。いわゆる基準を緩めて、もうちょっと受け入れてもいいですよ。ただし東久留米市の場合は、そこはやらないということにしていて、実際問題、例えば子どもを入れられたからよかったかというところ、そういうわけではなくて、僕は保育士の立場で言いますと、保育士が増えるわけではありませんし、子どもが多くなるだけで、反対に子どもに一人一人丁寧に見ていけないという部分もあるし、また乳児なんかはかみつきとかい

ろいろあるのです。そうすると、そういった子どものストレスもあるし、預けている親の立場から、そういう部分でほんとうに安心して預けられるのかなという心配もあるわけです。

だから、そういうところなんかでいくと、待機児が多いというところで、これを解消していくためにどうしたらいいのかというところでは、一番は保育園を増やすことだとは思いますが、それが難しい。では、どうしたらいいのかというのは大きな問題だと思っています。

先ほど少子化の部分で出ていたのですけれども、少子化に関しても、ほんとうに子どもが減っているとかどうのこうのではなくて、子どもを産み育てたいとか、産みたいと思える人が、今若い方たち減ってきているなというのが実際に、この背景はやっぱり保育園探ししなければいけないのではないかとか、入れても大変じゃないかみたいな部分も現実問題としてあるのです。

先ほど部長が言っていたみたいに、ほんとうに東久留米市が、ほんとうに子育てはあそこですてみたいとか、あそこだったらこういう子育てができるんだろうとか、産んでみたいと思えるような魅力のあるような、そういう部分が必要なのではないかとと思っています。そういうところで議会の論議になってくると思うのですけれども、施設は増やせない、保育園は増やせないからどうするか。これは今日の質問の内容にもなってくると思うのですけれども、例えば認可保育園を増やせないのだけど、認証保育所であれば増やせるかもしれない。今後のいろいろな部分を考えてときに、利用料が高い。この格差をどうするかというところで、ほかの自治体ではこれに対する補助をやっているところもあるそうなのです。

あるいは、さっき僕がちょっと聞いた一時保育に関しても、多摩近辺で言いますと、一時保育に対する補助をやっている自治体もあるらしいのです。ただ、そこでいくと引っかかってくるのは、先ほど市長も言っていたみたいに、経済的な財源の余地が非常に厳しいと出ているのですけれども、そういう補助があるから認証でも預けてみようかという言い方は、いろいろ頑張っている認証をやっている方には失礼なのですけれども、経済的な部分とか、預けやすさとか、そういうことを考えたときに、そういうところもどう考えていくかということが、少子化をどう打開していくとか、あるいはここで

子育てしてくれることが、どれだけ市民税が入るかちょっとわかりませんが、そういうことにもつながってくるのではないかと思いますし、そういう部分の論議になってくるのかなと僕は思うのですけれども。

部会長： ありがとうございます。時間も……。

事務局： 学童保育の関係でございますけれども、今、〇〇委員からもお話がありましたが、現在、学童保育の場合は、先ほど話がありましたように、障害を持ったお子さん、現在20学童の中では、11人の障害をお持ちのお子さんが学童保育に入所されていますが、その中で、やはり先ほどお話があったように、小学校3年生ではなく、4年生ぐらいまでどうなのかという、これまでもご要望をいただいたり、あとは学童保育の時間の延長についても、ご要望なりは今まで出てきた部分がございます。

ですから、それも含めて、学童保育のあり方ということで、保育料だけの問題ではなく、適正な部分で、さまざまな角度からいろいろご意見をいただければと思っておるところでございます。

委員： 素朴な質問で申しわけないのですが、1子、2子という形で預ける場合に、2子の場合、優先という表現はおかしいのですけれども、そういうシステムはあるのですか。

事務局： 2子だから後回しということはないです。

委員： ないんですよね。同じ土台なんですよ。

委員： 違うところに入れられるということもあるんじゃないですか。二カ所になってしまったら、どう……。

委員： 2子でも入れないんですよね。お姉ちゃんが入れて、下の子は入れなくて、私たちみたいところに預けている。

委員： 1子が入っているからって、別にみんな……。

委員： いけるわけではない。

委員： 1つの同じ土台というか。

事務局： ちょっと今のご質問なのですけれども、兄弟同一で預けたいということですか。それとも2番目のお子さんをということですか。

委員： 2人預けたいというか、だから1子を産んで、次もあれしたいあずけたいけれども、そういうのがないと結局2子目が産めないという形なのかなと一

瞬思ったので。

事務局： もう1人目を保育園に預けていらして、さらに下のお子さんも預けたい。そういった場合は、ご兄弟を同一の園に入れたいということであれば、そういうところで多少なり優先はされますけれども。

委員： ただ、来年保育園に入れないという方はあります。

委員： 結局普通の一般の人と同じという土台というか。気持ちはあるけれども、優先というのはないということですね。入っているから、次の人が入れるというわけではないということですね。

委員： 入るときの優先順位と言ったら変なのですけれど、働く方の、どう言えばいいんですか、ポイントと言えいいのですか。

委員： ポイントもありますよね。

委員： それで変わってきてしまって。

委員： 例えば、実際に3人のお子様をお育てになっっていて、保育園に通わせていたわけですよね。そうすると、別のところに……。

委員： 2カ所預けています。入れなくて。

委員： 実際的にご自分のお仕事をなさっていく上で、そういうことは可能なんですか。

委員： 可能も何も、主人とやりくりして、朝はお願いして、帰りは私とか。

委員： できれば同じところのほうがいいですよ。

委員： それはもう。

委員： 普通に考えても。

委員： あきがなければという、いつも同じお返事なので、あきが出るまでは。だから第一希望の保育園に入れませんでした。

委員： それで途中から転園というか、そういうのではなくて、ずっと小学校まで二カ所……。年が違うから、ずっと二カ所ということはある得ないのですけれども。

委員： そうですね。チャンスは、その次の年の4月。それまで入れなかったら1年。

委員： そうすると、例えば普通の民間企業で働いているような人だと、やはりここから転居するか、キャリアを断念するかという選択になってしまいますよ

ね。

だから、そういう教育関係とか、そういう職業だったらできるかもしれないですけど、全く普通の民間企業で働いているとしたら、厳しいですよ、実際に。

委員： 実際には。だから、そこで地域のファミリーサポートの方をお願いしたりとか、私も実際泊まりで何日もいないときがあるので、そういうところを何日と何日とお願いしてやりくりして。あと、主人の勤務体制でやりくりしてみんな勤めるわけなのです。

委員： そうですよ。だから子どもを育てやすいまちづくりという基本のコンセプトと、ちょっとずれてしまいますよね。

委員： そうですね。難しいですね。

委員： 要するに、ちゃんとした正規の職業、正社員というのですか、正規のちゃんとしたお仕事を持って、キャリアも普通に重ねていきたいという人が住むには厳しいまちということに結局なってしまいますよね。

例えば、うちの娘なんかは貿易の仕事をしているから、海岸の近くまで通っているわけです。このまちに住んで、そういうのを続けようとしたら、かなり二カ所に行くなんていうのは、かなり難しいじゃないですか。

委員： 難しいですね。朝7時に1人預けたら、次のところに7時20分に預けに行くような感じ。6時50分ぐらいには門の前で待っているような生活です。

委員： そうですよ。だから子育てしやすいまちというのと、そういうふう保育園に子どもを預けながらもキャリアを続けていくという道というのが、口で言うのは簡単だけど、難しいですよ。

委員： みんな一生懸命やっています。

委員： 難しいなど。

部会長： そういう問題は、ちょっと言い出すと……。

事務局： 結果的には、今、その辺を国のほうでも新しい制度と称して、それを国全体でそういった環境づくりをしようではないかということで始まった制度の関係もあるわけですけども。

今、私どもだけでなく、どこの自治体も押しなべて、やっぱり先ほど来出ているような、いわゆるルール化というのですか、認可保育園に入るため

の1つのルールというのは、どこの市も大体同じような条件を採用して、それに公平性をもって入所にあっている、これが今の実態なわけです。

ですから、今おっしゃるように、その実態と、それからあるべき論というのでしょうか、こういうことが望ましいのではないかという、この辺のところの溝といいますか、この辺のところがなかなか実態のところであまりいけるかどうかというところは実際あるのです。その辺のところは、行政のほうの課題と言えは課題になりますけれど。

ちょっと、答えになかなかならないような。

事務局： 児童福祉法上は、保育に欠けるお子さんがいて、保護者から保育の申し込みがあったら、それを保育をしなければいけないという保育の実施責任というのがあるのですけれど、なかなか受け皿を用意することができなくて、今のような待機児があるという状況になっています。

委員： 認可保育園というのは増えない、もう増やせない？

事務局： 増やせないということはないですけど、それに伴って当然運営費というのを市のほうで負担をしなければいけませんので、先ほど資料でもご説明しましたけれど、それに伴って市の支出も増えますので、なかなかそこが難しいというか。

委員： 家庭保育があつて、認証保育があつて、認可保育があつてという、1つの子どもの変遷の中でかかる費用を考えた場合に、もしかしたら認可保育園を増やしたことによって多少負担はかかるかもしれないけれども、そういった経路でかかる費用よりは、なるべく早く認可保育園にいったほうが、負担はかかったとしても、比較すれば安くなる可能性もあるのかなと。

事務局： 利用者の立場で？

委員： 利用者の立場から考えれば、多少認可の負担が増えたとしても、そういう変遷を経なくてはならない負担感と比べると。

事務局： 時間も時間ですから、そういった点でも冒頭、市長が……。

委員： そちら辺のシミュレーションとかが、もしあれば、また議論としても必要があるのかなと。

委員： ほかの自治体では、民間に依頼しているところもありますよね。ただ、その自治体は保育施策の考え方が認可保育園を私立とかそういうところで増

やしてやっていくやり方もあれば、増やさないのだけれども、認証をどんどん呼んで、それで受け皿をつくっていきますよというやり方もあって、そこはいろいろなので、その辺は東久留米市としてはどういうふうにやっていくのか。そういう中での、保育料とかそういうところのバランスにもなってくるんだとは思うのですけれども。

委員： ただ、私たちも認証保育園をやっているのですけれども、立場がすごく不安定なのです。認可保育園が増えれば、認証保育園はもう必要なくなってくるわけです。だから、それはそれでその使命を果たしたということで、私はいいと思ってやっているのですけれども。認証保育園は、ほんとうに子どもが来なければ、現在、経営が成り立たない。

私は無認可で4年やっていたのですけれども、すごく苦しかったです。苦しかったというより、やはり赤字ですよ。赤字というか、やはりそれでも好きだから、やっていたのですけれども。すごく認証保育園というのは不安定な立場であるのを1年やってみて、大体わかったのですけれども、すごく不安定なんだな、お子さんが4月の時点で来なければ、保育園として、先生をちゃんと都のいう職員を確保して、やっていくには、とてもじゃないけれども、難しい。たまたま今年は、何人か残っているのですけれども、4月の時点で大体定員が埋まっていて、やっていける状態。関係ないかもしれないのですけれども、職員の給料とか、そういうのはほんとうに申しわけないくらい、そういう人たちにもうちょっと頑張っただけという状態で、お給料とかは非常に安いのです。何とかしてあげたいなとは思っているのですけれども、変な話、好きな人たちが集まって、やっているから、いいのかなと、慰めになってしまうのですが、そんな感じで今やっているのですけれども、認可保育園、それから公立保育園も増えることはないでしょうけれども、認可保育園が増えれば、それはそれで、またいいことなのかなと思います。私たちの仕事はまた減ってきますけれども。

家庭保育士さんもそうですね。多分そうだと思います。今、子どもを預けるところがないから、必要だけれども、預けるところがあれば、不必要になってしまう施設だろうということですよ。

事務局： 今の最後の補足というわけではないのですけれども、やはり行政としても今、

いろいろお話が出たようないろいろなものを組み合わせながら、先ほど〇〇委員、〇〇委員からありましたように、弾力化という話があったと思うのですが、所定の面積を少しでも緩和しながら、少し余計にお子さんを預かれないかという弾力化というのですが、そういったことなんかも含め、また去年もできる限りのということで、受け皿のほうでも90名余りの受け入れ枠を拡大とかしたわけなんですけれども、そういったことも市としては、行政としては、そういったことを組み合わせ、また認証保育所への利用者の方々が利用しやすいような環境づくりとか、いろいろなことを組み合わせて、市長が申し上げている待機児童の解消はものすごく重要課題だと申し上げているところなので、その辺のところをやはりどうしても取り組んでいかなくてははいけない。

次回にまたこういったことの議論に資するような資料もご用意しながら、これは先ほど申し上げたように、事前に皆さんにご配付できるかと思っておりますけれども、そういう中で、次回のほうにつなげていただければ幸いですと考えております。

部会長： 時間も来まして、冷房もとまってしまいますので、すいませんが、延長はあまりできないと思いますけれども、ぜひこれだけはという方はいらっしゃいますか。

委員： よろしいでしょうか。私は一言もしゃべっていないので。

皆さんのご意見を伺っていて、やはりニーズをどうとらえるかというのはものすごく大事だと思うのです。今まで、従来は男性中心で奥さんは専業主婦ということで、戦後65年来たわけです。それが、いろいろな経済事情もあるし、価値観の多様化ということで、兼業主婦が増えてきて、兼業主婦の中でも、例えば住宅ローンを抱えているから、共働きで頑張らなくてはいけないという人もいるでしょうし、生活にはまだ困ってはいないけれども、むしろスキルをアップするために兼業主婦で、場合によっては、60歳までの定年までと変わってきていると思うのです。ニーズの多様化に対して、サービスも当然、限られた財源の中で、認証保育とか、今、議論されているように、メニューが増えてきたということですよ。

ただ、その一方で、国民はできれば少子高齢化で、財源が厳しいので、地

方自治体に事務だけ、権限だけ移譲して、財源はなかなか補助金行政で縛っているというところで、板挟みになっているのが、地方自治体なのです。その地方自治体の中でも、財政力指数の高いところと低いところ、あるいは中間点のところがあるわけです。そこの部分で、例えば東久留米の場合は、どういうところに財政力指数が立っているかということを見なくてはいけないと同時に、今日は保育所、学童保育の運営の現状ということで、検討内容になっているのですけれども、次回はそれも踏まえて、この課題は何かということに移るといことが、運営進行管理スケジュールになっているわけです。

皆様のご意見もそうでしょう、私もそうですけれども、やはり今後どうなるか、今後の見通しですね。これは、しかしなかなか難しいです、確かに。自治体から見ても、例えばひばりが丘の団地が古くて、今、一戸建てで110戸分譲しようということになっている。こんなことは、多分URでも想定外だったところではないかと思います。しかし、そういったところを見越していくのが、やはり行政でもあるわけです。だから、その意味では、マクロの視点では、まちづくりとお話しされたと思うのですけれども、国勢調査を踏まえた総合計画、そういったところと、次世代育成支援行動計画とか、あるいは従来のエンゼルプランとか、あるいは新システム、そういったミクロの部分も我々は見た上で、審議会として、どのようなことを答申に書くかというのがすごく大事だと思うのです。

だから、そういう意味では、中立公平の立場で議論していかないといけないと思って、私は保護者の代表だからということで、ニーズのほうばかり議論してもいけないと思うのです。ニーズがあれば、必ずサービスがあるわけだし、サービスという言葉を言いか換えれば、給付と負担のバランスをどうとるかということだから、そういう意味では、例えば、極端な話ですよ、経済的に困っていないけれども、兼業主婦、職業女性として、定年まで勤め上げたいと。そうすると経済的にゆとりがあれば、何も保育所にこだわることなく、民間鉄道の保育所が高くても負担できるわけですから、そういうふうにして考えることが大事だと思うのです。

だから、建前と本音を両方出し合って、議論していかないといけないのかなと思います。我々、委員としては、自分がさまざまな代表だから、代表の

中での話をするだけではなくて、それはミクロの部分になっているのですね。マクロの部分でも当然考えていかないといけない、ということが大事なのかなと感じました。

部会長：今日はちょっと雑駁になってしまって、こういう形になりましたけれども、次の課題については絞って、これをやるという形にしていきたいと思います。次の日程等ございましたら。

事務局：では、事務局からご提案させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。先ほど、皆さんのご意見の中で、資料請求などがございますので、その辺につきましては、改めて担当課で精査しまして、できるだけ早いうちに皆様に配付させていただき、次回の論議のために十分読み込んでいただけるようにと考えております。

次の日程でございますけれども、事務局の都合で、大変申しわけないのでございますが、あまり早過ぎても、皆さん、資料が十分読み込めないということもありますし、9月がちょうど議会月になっておりますので、議会のところを避けるということがございまして、事務局としましては次回9月28日を予定してございます。金曜日でございます。本日と同じような時間帯で、また同じ会場で、開催させていただければと考えております。

次回、2回目につきましては、学童保育と保育園ということがございますが、保育料のあり方について、保育所関係を中心に議論していただければと思っています。第3回、第4回につきましては、まだ日にちは未定でございますが、第3回は10月下旬から11月初旬にかけて、これについては学童保育に関して、ご議論をいただきたいと考えております。

第4回目につきましては、来年1月あたりに最終回ということで、最後の取りまとめ、答申の内容について、本部会にお諮りいただくということでしたいただければ、そして最終的には社会福祉審議会としては、2月に最終答申を受けて、取りまとめをしていただければと、このようなスケジュールで考えておりますので、まずは次回、9月28日にぜひとも、その予定で諮っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部会長：次の日程につきまして、9月28日でやりたいと思いますが、皆さん、出ただけですかでしょうか。よろしく願いいたします。

今日言われました資料等を確実にそろえていただきまして、次回議論に入りたいと思います。そのほかに、こういう資料も欲しいとかございますか。一応たくさん出ましたので、よろしいと思いますけれども。

それでは、何か最終的に意見がございませんようですので、これで今日は閉会いたしたいと思います。どうも皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —